

ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事に係る工事請負代金債権は対象外となります。

また、上記のほか、以下の工事についても対象外となります。

ア 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

イ 以下の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事

(ア) 債務負担行為の最終年度で年度内に終了見込みの工事及び次年度に工期末を迎え、かつ残工事が1年未満の工事の工事

(イ) 繰越し工事で年度内に終了見込みの工事及び繰越しが見込まれる工事であって次年度に工期末を迎え、かつ残工事が1年未満の工事の工事

(ウ) その他別に定める工事

ウ 発注者が役務的保証を必要とする工事

エ その他建設企業の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別な事由がある工事

(4) 手続の流れ

ア 公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（以下「中小・中堅元請建設業者」という。）は、工事請負代金債権を債権譲受人に譲渡します（工事完成前でも可）。

イ 債権譲受人は、工事請負代金債権を譲渡担保に、中小・中堅元請建設業に対して工事の出来高の範囲内で融資し、そのための資金を金融機関から調達します。

また、(財)建設業振興基金は、当該資金調達に対し債務保証を実施します。

ウ 保証事業会社である東日本建設業保証(株)の保証により、出来高を超える部分も含め金融機関から中小・中堅元請建設業者に対し融資を実施します。

エ 債権譲受人及び東日本建設業保証(株)は、工事完成後、発注者から支払われた工事請負代金から、債権譲受人の融資額及び東日本建設業保証(株)の保証に係る融資額を精算の上、中小・中堅元請建設業者に残余を返還します。

2 債権譲渡の承諾

中小・中堅元請建設業者が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書に基づき、発注者の承諾を得る必要があります。

3 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降となります。

なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書の受領をもって足りることとなっています（出来高の査定ではありません。）。

4 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の条件を満たす者として(財)建設業振興基金が被保証者として適当として認める民間事業者であって、建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とします。

本県内を事業対象区域とする債権譲渡先としては、ジェイケー事業協同組合及び(株)建設経営サービス（東日本建設業保証(株)の100%子会社）の2者が認められています。

5 債権譲渡の通知

中小・中堅元請建設業者及び債権譲受人は、発注者による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出しなければなりません。

6 支払計画等の提出

中小・中堅元請建設業者は、債権譲受人からの融資及び東日本建設業保証㈱の保証による融資を受ける際に、融資申請時までの下請負人等への支払状況及び当該工事に関する融資に係る借入金の下請負人等への支払計画等を、債権譲受人に提出し、その確認を受けることとなります。

また、東日本建設業保証㈱においては、債権譲受人から、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することとなります。

7 譲渡債権が担保する範囲

この制度に係る譲渡債権は、債権譲受人の中小・中堅元請建設業者に対する当該工事に係る貸付金及び東日本建設業保証㈱が中小・中堅元請建設業者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲受人が中小・中堅元請建設業者に対して有するその他の債権を担保するものではありません。

8 東日本建設業保証㈱による金融保証の保証範囲

この制度に係る東日本建設業保証㈱による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象としており、中小・中堅元請建設業者が金融機関から公共工事に関する資金の貸付を受ける場合において、東日本建設業保証㈱が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第1号の規定に基づき、その債務を保証するものです。

なお、保証範囲は、当該公共工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲受人からの建設会社への融資額を控除した金額の範囲内となります。

9 実施時期

この制度は、平成20年11月19日から、当面、平成28年3月末日までの措置として実施します。